

SNSでPRをすれば「実質無料」「自己負担なし」などの勧誘にご注意！



SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、後からキャッシュバックを受けることができ、一切の負担なくそれらを利用できるなどと勧誘して商品等の契約をさせる手口について、相談が寄せられています。

相談事例

- 画像専用SNSのアカウントに、「モバイルWi-Fiが無料で使えるモニターに興味があれば、無料通話アプリに連絡してほしい」とのダイレクトメール(DM)が届いた。ちょうどモバイルWi-Fiを使いたいと思っていたので、無料通話アプリのアカウントを登録すると、担当者からURL付きのメッセージが届いた。モバイルWi-Fiとタブレット端末を契約して使い、SNSでPRすれば、月額料金がキャッシュバックされるので、実質無料になるとのことだった。申し込み後、Wi-Fiルーターやタブレット端末が届き、商品をSNSでPRしたが、キャッシュバックが一度も振り込まれない。
- SNSで知り合った人から、その人が主催するエクササイズのオンライン講座の受講を勧められた。「講座の開催は3か月間で料金は約26万円だが、SNSでこの講座をPRしてくれたら無料にする」等と言われ了承した。しかし、受講すると、エクササイズに合わせたファスティング(断食)用に、ネットワークビジネスの商品を購入することが条件であるとわかった。また、カリキュラムの内容等が事前に聞いていたことと異なる点が多く、解約したいが、契約書面等は受け取っておらず、解約に際して違約金を請求されるかどうかわからないので心配だ。



注意

- 費用の負担なしと言われても、後から請求されたり、別の商品等の購入を勧められたりすることがあります。
- 勧誘時に提示されたキャッシュバックが入金されず、一時的に負担するつもりで購入した金額がそのまま残る、月額利用料金の支払いが続くといったトラブルが発生しています。契約期間に定めがある場合に、違約金を請求されることもあります。

ポイント

- お得な話、として勧誘されても、安易に契約しないようにしましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

消費者ホットライン188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

又は 愛媛県消費生活センター
089-925-3700
(相談専用)